

3. 法の施行時期及び経過措置等の 法令上のスケジュールについて

理事・監事・評議員の構成に関する要件（まとめ）

理事

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

- (1) 監事、評議員との兼職禁止（31Ⅲ）
- (2) 設置する学校の校長を含むこと（31Ⅳ①）
- (3) 外部理事を含むこと（31Ⅳ②）（大臣所轄学校法人は2人以上（146Ⅰ））
- (4) 他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人（経過措置期間中は3人）以上の評議員と特別利害関係を有していないこと（31Ⅵ）
- (5) 他の理事と特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の $1/3$ を超えていないこと（31Ⅶ）等

監事

- (6) 理事、評議員、職員、子法人の役職員（監事、監査役等を除く）との兼職禁止（46Ⅱ）
 - (7) 他の監事又は2人（経過措置期間中は3人）以上の評議員と特別利害関係を有していないこと（46Ⅲ）
- 等

評議員

- (8) 理事、監事との兼職禁止（31Ⅲ、46Ⅱ）
- (9) 職員を含むこと（62Ⅲ①）
- (10) 25歳以上の卒業生（（9）を除く）を含むこと（62Ⅲ②）
- (11) 他の2人（経過措置期間中は3人）以上の評議員と特別利害関係を有していないこと（62Ⅳ）
- (12) 職員である評議員の数は、評議員の総数の $1/3$ を超えていないこと（62Ⅴ①）
- (13) 理事又は理事会が選任した評議員の数は、評議員の総数の $1/2$ を超えていないこと（62Ⅴ②）
- (14) 理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者、子法人の役職員である評議員の数は、評議員の総数の $1/6$ （経過措置期間中は $1/3$ ）を超えていないこと（62Ⅴ③）等

評議員構成等に関する経過措置について

- (4) → 理事は、2人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (7) → 監事は、2人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (11) → 評議員は、他の2人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (14) → 理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の1/6を超えてはならない

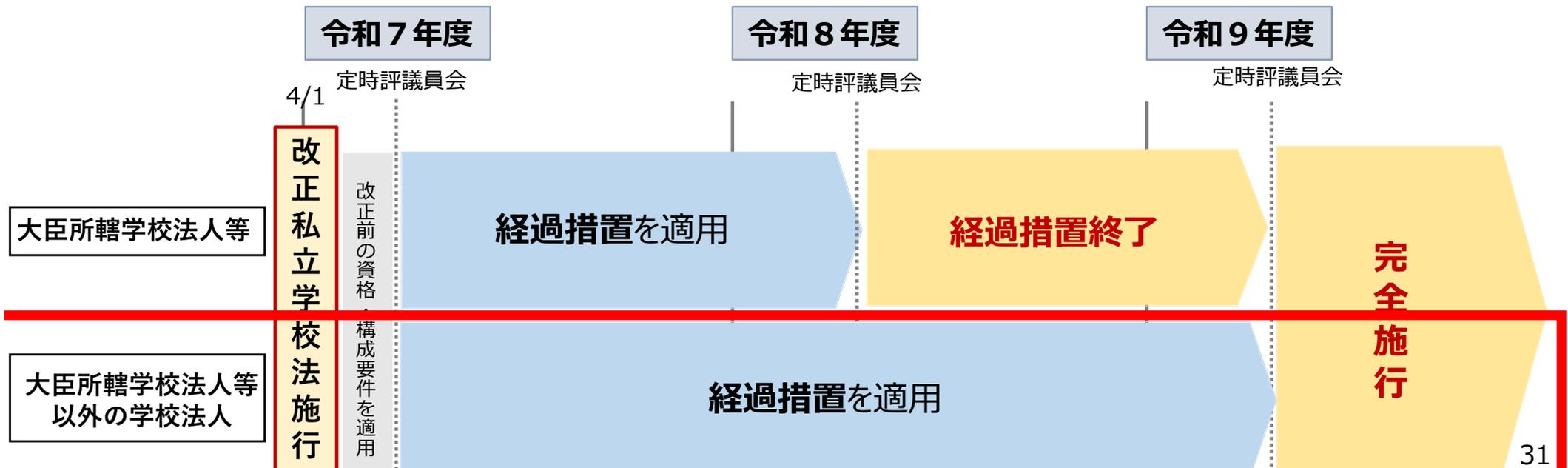
経過措置

経過措置を設定

- (4) → 理事は、**3人~~2人~~**以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (7) → 監事は、**3人~~2人~~**以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (11) → 評議員は、他の**3人~~2人~~**以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (14) → 理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の**1/3~~1/6~~**を超えてはならない

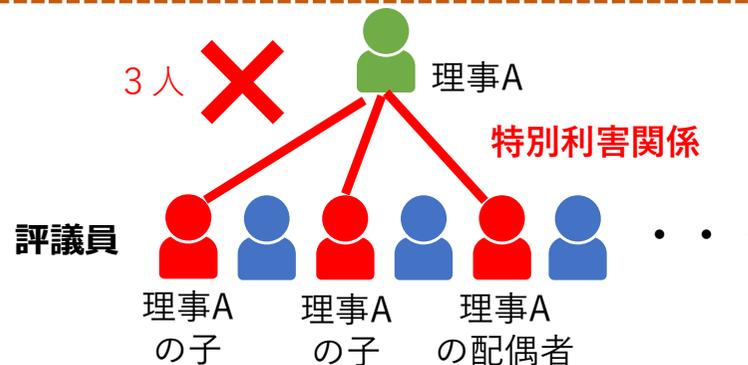
法令上の要件が一部緩和

- ◆ **大臣所轄学校法人等**については、**施行後約1年**は当該経過措置を適用。
大臣所轄学校法人等以外の学校法人については、**施行後約2年**は当該経過措置を適用する。



評議員の特別利害関係者に関する制限のイメージ（経過措置期間中）

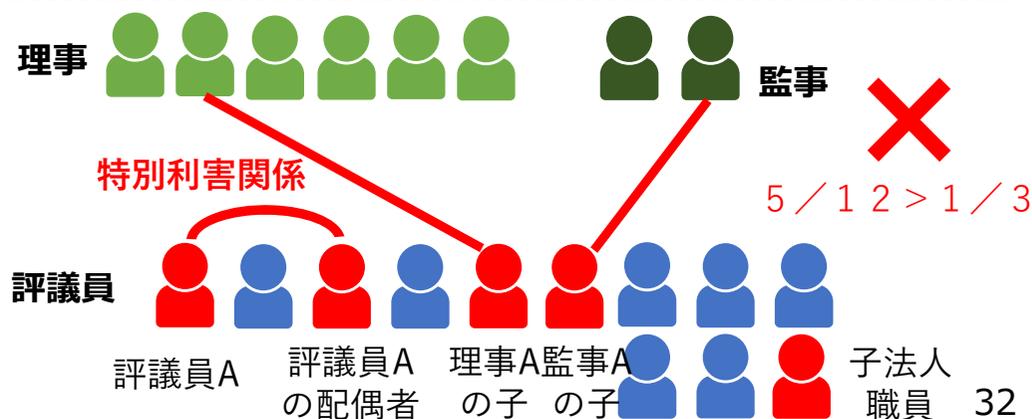
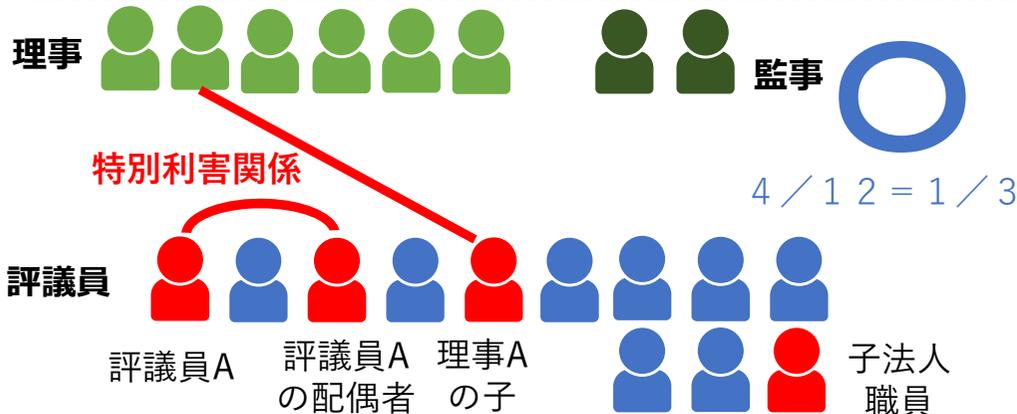
理事（監事）は、**3人以上**の評議員と特別利害関係を有してはならない



評議員は、他の**3人以上**の評議員と特別利害関係を有してはならない



理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の**1/3**を超えてはならない



評議員の特別利害関係者に関する制限のイメージ（経過措置期間後）

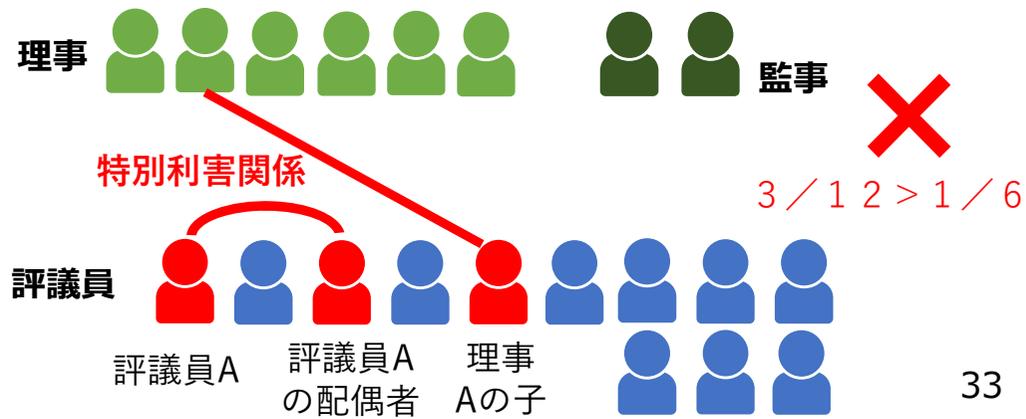
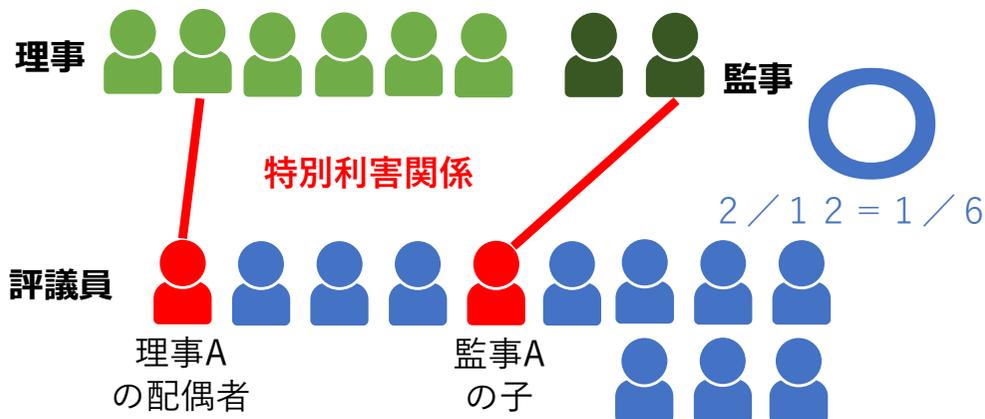
理事（監事）は、**2人以上**の評議員と特別利害関係を有してはならない



評議員は、他の**2人以上**の評議員と特別利害関係を有してはならない



理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の**1/6**を超えてはならない



改正法施行後に選任される理事・監事・評議員の任期

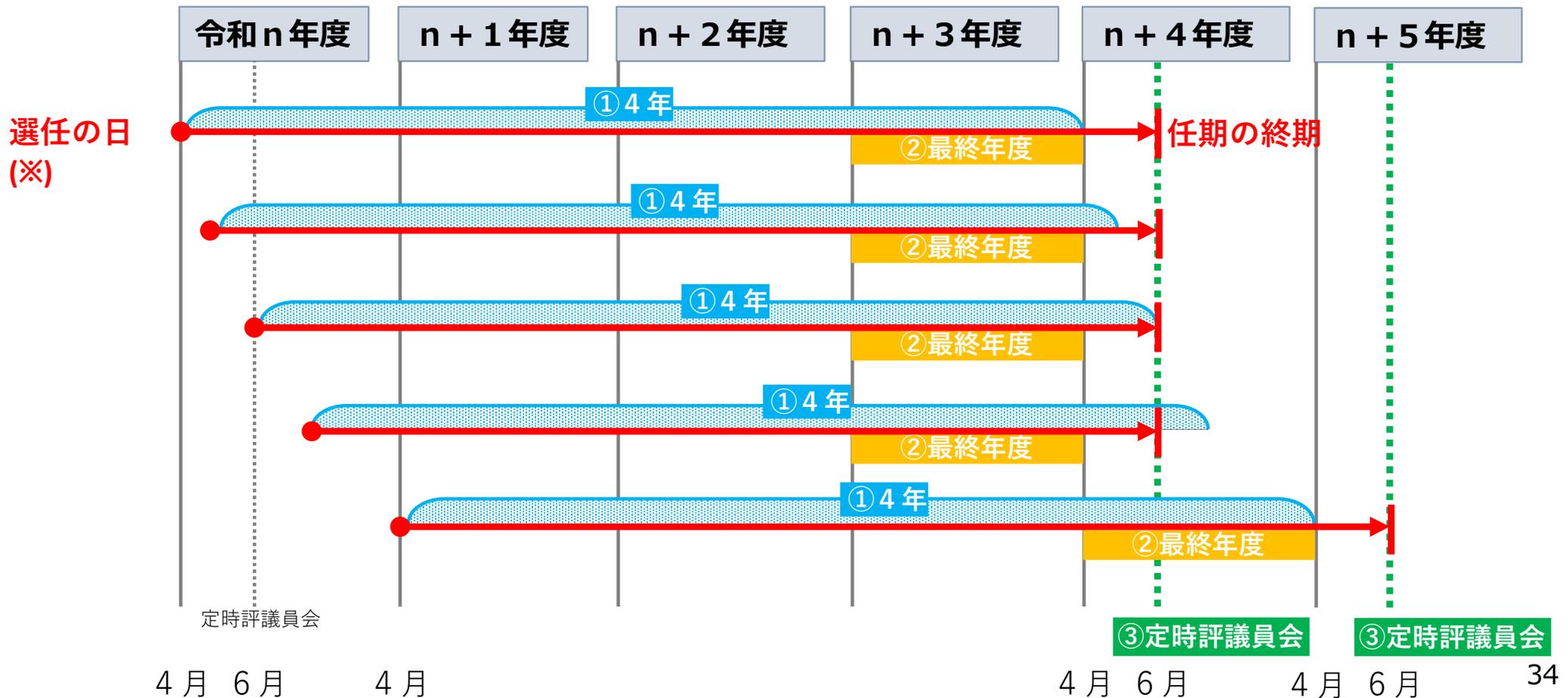
理事・監事・評議員は、自身が担当していた年度の総決算である定時評議員会まで責任を持ってその任務を全うすべきとの考え方から、「定時評議員会の終結の時」を任期の終期に固定。



改正法施行後に選任される理事・監事・評議員の任期は、以下（１）（２）のとおりとなる。

- （１）任期は、選任後寄附行為で定める期間 ① 以内に終了する会計年度のうち最終のもの ② に関する定時評議員会の終結の時 ③ まで
- （２）「寄附行為で定める期間」は、理事は４年以内、監事・評議員は６年以内

【例：寄附行為で定める期間を４年とする場合の任期】（※）選任の日とは任期の開始日を指す。



改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期

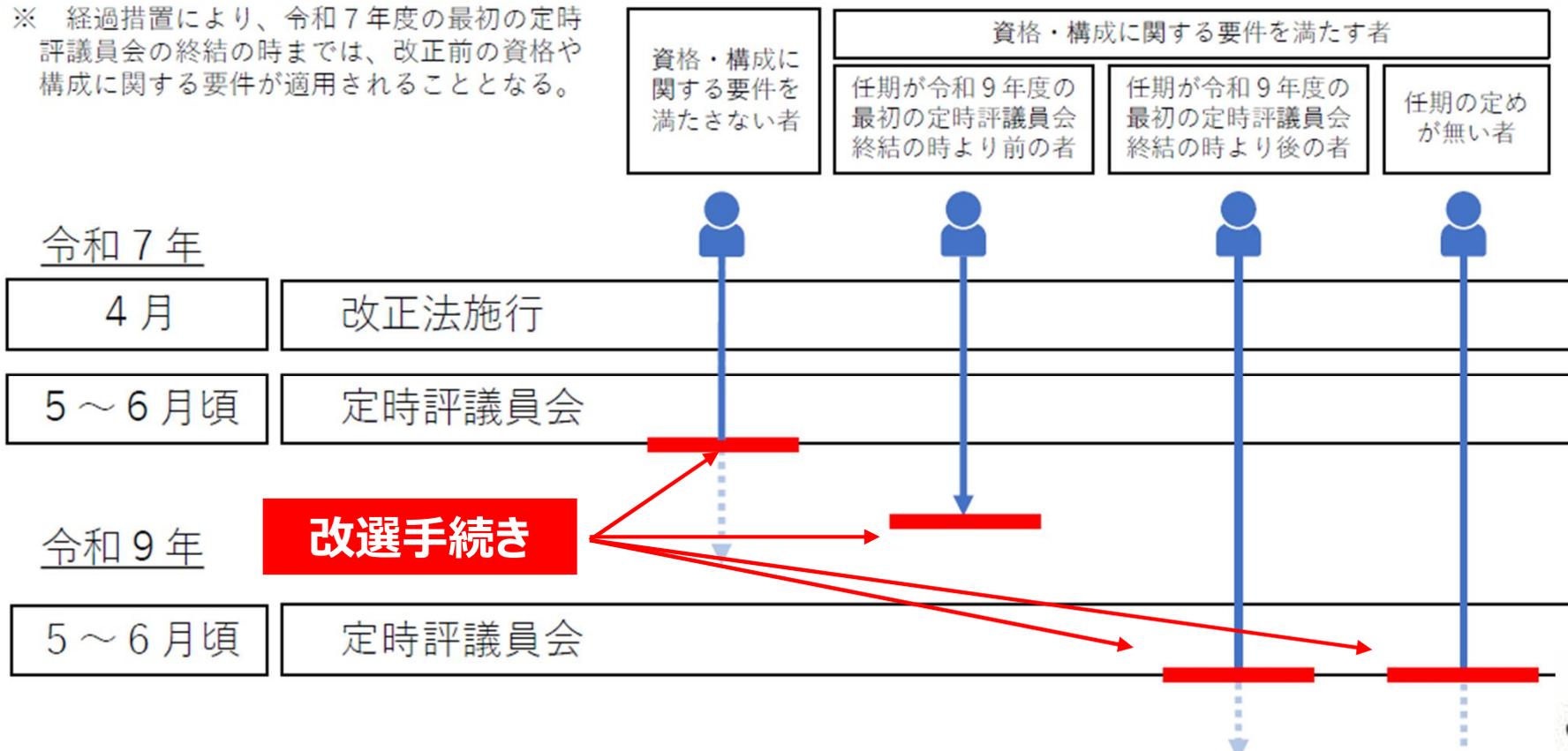
改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期は、以下（１）又は（２）のいずれか早い方となる。

（１）現在の任期が満了する日

（２）令和９年４月１日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時

ただし、改正後の私立学校法における理事・監事・評議員の資格や構成に関する要件（改正後の法第31条、第46条、第62条の規定）を満たさない者については、令和７年度の最初の定時評議員会終結の時までに選解任を行う必要がある。（※）

※ 経過措置により、令和７年度の最初の定時評議員会の終結の時までは、改正前の資格や構成に関する要件が適用されることとなる。



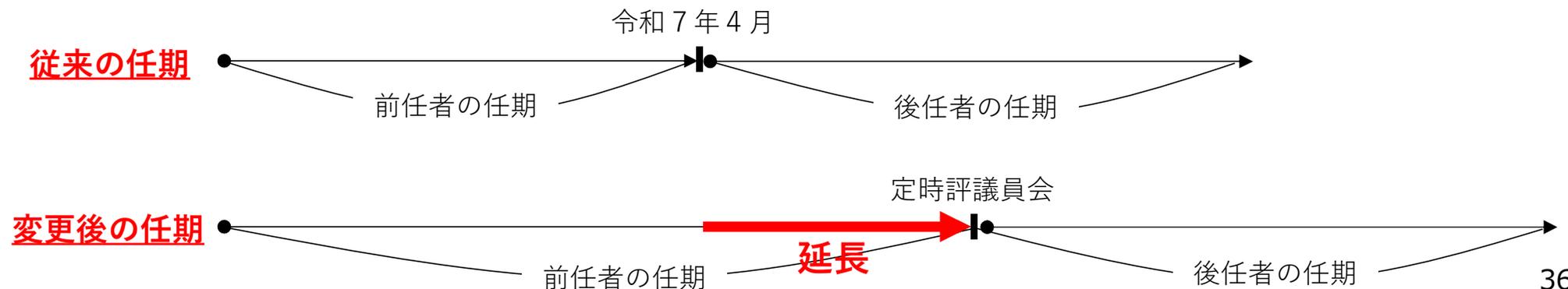
法改正後の要件を満たしていて、任期が法施行（R7.4.1）のタイミングをまたぐ場合は、最長でR9年度の定期評議員会までを任期とすることが可能

改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期に関する留意点

改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期が令和7年4月1日までなど改正法施行時期と近接している場合、以下のような課題がある。

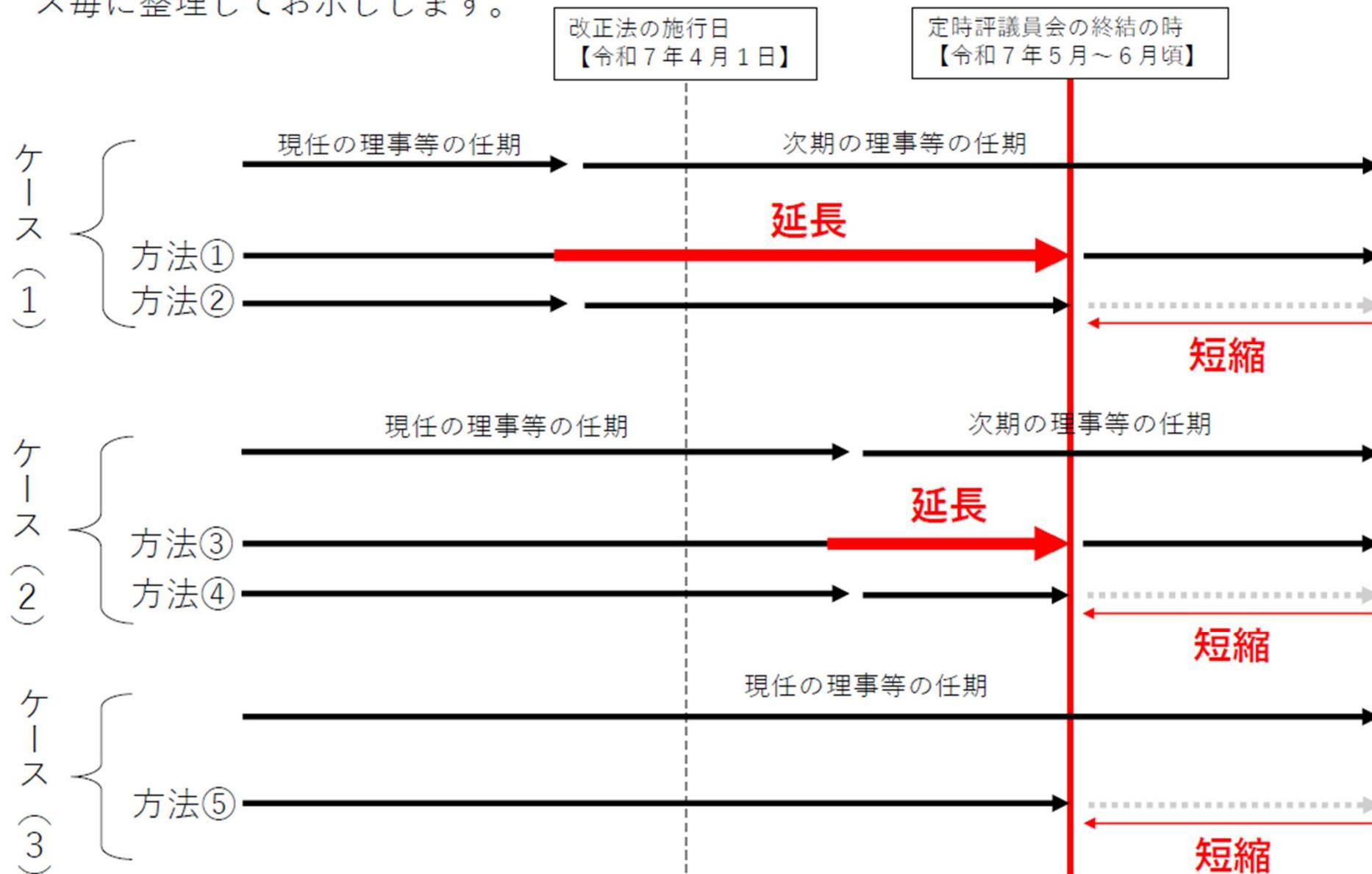
- 令和7年度の最初の定時評議員会の終結の時までは改正前の資格や構成の要件が適用され、その後は改正後の資格や構成の要件が適用されるため、特に、理事と評議員の兼職必須・兼職禁止がそのタイミングを境に変わることとなり、短期間で再度選任・解任を行う必要が生じる。
- 後任の理事・監事・評議員の選任行為は、令和7年3月31日以前に行うことが考えられるが、旧制度下の選任方法により選任された理事・監事・評議員が新制度下から就任することは適当ではない（特に、理事選任機関の概念が導入されること、監事については「理事長による選任」から「評議員会による選任」に変わることなど）。

寄附行為の改正において、例えば、「令和7年3月○日に在任する理事、監事、評議員の任期は、令和7年度の最初の定時評議員会の終結の時まで延長する」旨の附則規定を設けることにより、これらの課題を解消することが可能。



【参考】理事・監事・評議員の任期の留意点

理事・監事・評議員の任期を令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時までに変更するための具体的な方法とそれぞれにおける留意点について、想定されるケース毎に整理してお示しします。



【参考】理事・監事・評議員の任期の留意点

ケース（1）

：令和7年3月31日までの間に現任の理事等の任期の終期が到来するケース

方法①：現在の理事等の任期を令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時まで延長する。

具体的には、以下の方法が考えられる。

- a 寄附行為等において、理事等の任期を延長することができる規定等があるのであれば、当該規定に基づき任期を延長する。
- b このような規定がないのであれば、寄附行為を変更し、特例的に任期を延長する附則を創設する。

【留意点】

- ・ bの場合、現在の理事等の任期が終了するまでに寄附行為の附則を施行する必要がある（その際、私立学校法改正に係る寄附行為変更の認可を受ける日より前に現在の理事等の任期が終了する場合には、私立学校法改正に係る寄附行為変更の中で措置するのでは間に合わなくなるため、別途間に合うように寄附行為変更認可申請を行う必要がある）。

方法②：次期の理事等の任期を令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時に短縮する。

具体的には、以下の方法が考えられる。

- a 寄附行為等において、理事等の任期を短縮することができる規定等があるのであれば、当該規定に基づき任期を短縮する。
- b このような規定がないのであれば、寄附行為を変更し、特例的に任期を短縮する附則を創設する。
- c 令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時に自主的に辞任してもらう。

【留意点】

- ・ いずれの場合も、理事等の意思に反して一方的に任期を短縮する場合には、権利の侵害として問題となる危険性があるため、選任までの間に寄附行為変更を行っておくか、任期が短くなる可能性がある旨を説明して選任するなど任期短縮について理解を得ることが必要。
- ・ bの場合、寄附行為の附則の創設は私立学校法改正に係る寄附行為変更と同時に申請することが可能。なお、当該附則は令和7年4月1日までに施行する必要がある。

【参考】理事・監事・評議員の任期の留意点

ケース（２）

：令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年度に開催される定時評議員会の終結の時までの間に現任の理事等の任期の終期が到来するケース

方法③：現在の理事等の任期を令和 7 年度に開催される定時評議員会の終結の時まで延長する。

具体的には、以下の方法が考えられる。

- a 寄附行為等において、理事等の任期を延長することができる規定等があるのであれば、当該規定に基づき任期を延長する。
- b このような規定がないのであれば、寄附行為を変更し、特例的に任期を延長する附則を創設する。

【留意点】

- ・ b の場合、寄附行為の附則の創設は私立学校法改正に係る寄附行為変更と同時に申請することが可能。なお、当該附則は令和 7 年 4 月 1 日までに施行する必要がある。

方法④：次期の理事等の任期を令和 7 年度に開催される定時評議員会の終結の時に短縮する。

具体的には、以下の方法が考えられる。

- a 令和 7 年度に開催される定時評議員会の終結の時に自主的に辞任してもらう。

※制度改正後は、理事等の任期を特例的に短縮したり延長したりすることは原則として不可能。

【留意点】

- ・ 理事等の意思に反して一方的に任期を短縮する場合には、権利の侵害として問題となる危険性があるため、任期が短くなる旨を説明して選任するなど任期短縮について理解を得ることが必要。

【参考】理事・監事・評議員の任期の留意点

ケース（3）

：令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時以降に現任の理事等の任期の終期が到来するケース

方法⑤：現在の理事等の任期を令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時に短縮する。

具体的には、以下の方法が考えられる。

- a 寄附行為等において、理事等の任期を短縮することができる規定等があるのであれば、当該規定に基づき任期を短縮する。
- b このような規定がないのであれば、寄附行為を変更し、特例的に任期を短縮する附則を創設する。
- c 令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時に自主的に辞任してもらう。

【留意点】

- ・いずれの場合も、理事等の意思に反して一方的に任期を短縮する場合には、権利の侵害として問題となる危険性があるため、任期短縮について理解を得ることが必要。
- ・bの場合、寄附行為の附則の創設は私立学校法改正に係る寄附行為変更と同時に申請することが可能。なお、当該附則は令和7年4月1日までに施行する必要がある。

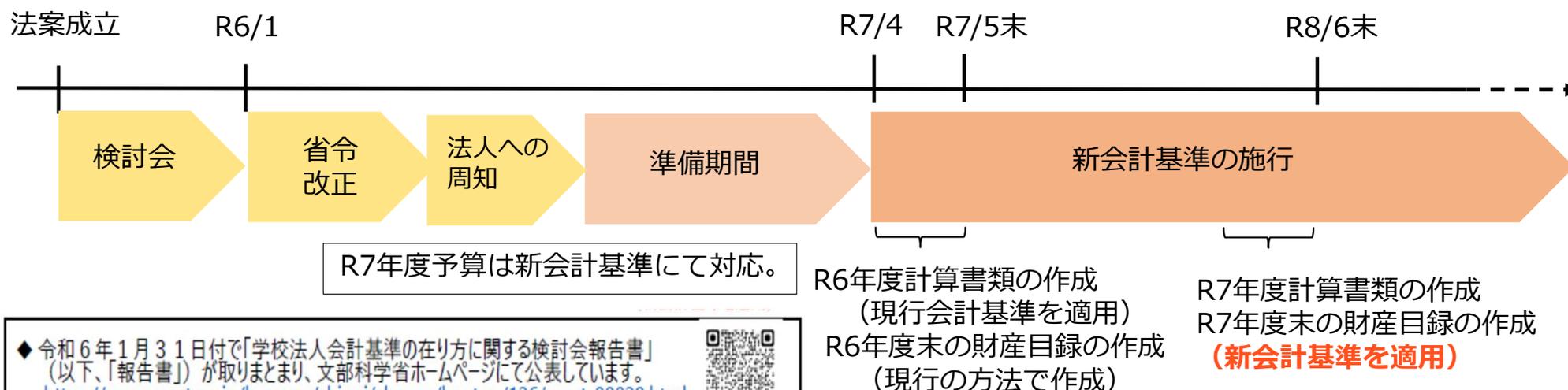
4. (参考) 学校法人基準の改正について

【参考】学校法人会計基準の改正について

○ 私立学校法の改正により、ガバナンス強化の観点から、現在の学校法人会計基準を私立学校振興助成法から私立学校法に基づく基準に位置づけ直すこととなった。

	根拠	主な目的	適用対象
現行の会計基準	私立学校振興助成法	補助金の適正配分	経常費補助を受ける学校法人 ※実際にはほとんどの学校法人が対象
↓ 法改正後 ↓			
新会計基準	私立学校法	情報開示	全ての学校法人等 ※学校法人+準学校法人

スケジュールイメージ



◆ 令和6年1月31日付で「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」(以下、「報告書」)が取りまとめられ、文部科学省ホームページにて公表しています。
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/126/mext_00029.html



【参考】 計算書類関係の改正のポイント

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

		現行	改正後
会計基準		法令の定め無し	学校法人会計基準に従う (101)
会計帳簿		法令の定め無し	適時・正確に作成し、10年間保存 (102)
計算書類 (貸借対照表 及び収支計算書) ・ 附属明細書	作成期限 (理事会承認期限)	毎会計年度終了後 <u>2か月以内</u>	毎会計年度終了後 <u>3か月以内</u> (103 II)
	定時評議員会招 集通知への添付	法令の定め無し	計算書類・監査報告の添付が必要 (105 I)
	評議員会への 報告	毎会計年度終了後2か月以 内に報告し、意見を聴く	定時評議員会で報告し、意見を聴く (105 III)
	備置き	作成の日から5年間、 各事務所に備え置く	<u>定時評議員会の日の一週間前の日から5年 間、主たる事務所に備え置く (106 I)</u> (従たる事務所には、写しを3年間備え置 く (※) (106 II)) ※計算書類等・監査報告を電磁的記録で作成し、閲覧請求に 応ずる措置として文部科学省令で定めるものをとっている場 合を除く。
	閲覧請求権者	大臣所轄学校法人：何人も 知事所轄学校法人：利害関 係人	大臣所轄学校法人等：何人も (149 I) 大臣所轄学校法人等以外の法人：利害関係人 (106 III・ IV)
	インターネット 等による公表	大臣所轄学校法人：義務 知事所轄学校法人：規定なし	大臣所轄学校法人等：義務 (151) 大臣所轄学校法人等以外の法人：努力義務 (137)
	電磁的記録に よる作成	法令の定め無し	電磁的記録による作成が可能な旨規定 (103 III)
	保存	法令の定め無し	作成した時から10年間保存する (103 IV)

※令和7年度の決算書類から適用。(※令和6年度決算の評議員会への報告については、「2. 個別条文解説」の第103条のQ&Aを参照。)

【参考】財産目録等関係の改正のポイント

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

		現行	改正後
財産目録	作成基準	法令の定め無し	学校法人会計基準に従う (107 I)
	作成期限 (理事会承認期限)	毎会計年度終了後 <u>2か月以内</u>	毎会計年度終了後 <u>3か月以内</u> (107 I) ※理事会承認を要する旨は省令で規定予定
	備置き	作成の日から5年間、 各事務所に備え置く	<u>定時評議員会の日から5年間、主たる事務所に備え置く (107 III)</u> (従たる事務所には、写しを3年間備え置く (※) (107 IV)) ※計算書類等・監査報告を電磁的記録で作成し、閲覧請求に応ずる措置として文部科学省令で定めるものをとっている場合を除く。
	閲覧請求権者	大臣所轄学校法人：何人も 知事所轄学校法人：利害関係人	大臣所轄学校法人等：何人も (149 II) 大臣所轄学校法人等以外の法人：利害関係人 (107 V)
	インターネット等による公表	大臣所轄学校法人：義務 知事所轄学校法人：規定なし	大臣所轄学校法人等：義務 (151) 大臣所轄学校法人等以外の法人：努力義務 (137)
	電磁的記録による作成	法令の定め無し	電磁的記録による作成が可能な旨規定 (107 II)
役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿・役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準	備置き	財産目録と同様	改正後の財産目録と同様 (107・149 II・151) ※役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿の閲覧請求に対しては、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除いて閲覧をさせることができる。 ※インターネット等で公表すべき情報は、省令で規定予定。
	閲覧請求権者		
	インターネット等による公表		
	電磁的記録による作成		

※施行日 (令和7年4月1日) から適用。 ※ただし、R6年度末の財産目録は従来の方法で作成予定 (R7年度末の財産目録から新会計基準を適用)。

【参考】情報の備置き・閲覧・公表について

	大臣所轄学校法人等			その他の学校法人		
	備置き	閲覧	公表	備置き	閲覧	公表
寄附行為	○	○	○	○	○	努力義務
計算書類	○	○	○	○	△	努力義務
会計帳簿	○	▽		○	▽	
事業報告書	○	○	○	○	△	努力義務
附属明細書	○	○	○	○	△	努力義務
監査報告	○	○	○	○	△	努力義務
会計監査報告	○	○	○	○	△	努力義務
財産目録	○	○	○	○	△	努力義務
役員・評議員名簿	○	○	○	○	△	努力義務
報酬等の支給基準	○	○	○	○	△	努力義務
理事会の議事録	○	□		○	□	
評議員会の議事録	○	◇		○	◇	

▽：評議員、会計監査人のみ

□：評議員、役員の実責任を追及するため裁判所の許可を得た債権者

△：評議員、債権者、在学生その他の利害関係人のみ

◇：評議員、債権者

※現行は、大臣所轄学校法人と知事所轄学校法人で区分 ※赤字は現行からの変更点

【参考】私立学校振興助成法に基づく計算書類の提出について

○私学法改正に伴い、私立学校振興助成法第4条第1項又は第9条に規定する補助金の交付を受ける法人（助成対象学校法人）が私立学校振興助成法に基づき所轄庁に提出する書類は、以下の通りとなる。

NO.	現行	改正後	変更点
1	収支予算書	収支予算書	変更なし
2	貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類	（私立学校法第103条第2項に規定する）計算書類及びその附属明細書	作成根拠が私立学校振興助成法から私立学校法に変更される。 （計算書類とその附属明細書の内容は新学校法人会計基準で定める。）
3	所轄庁の指定する事項に関する公認会計士等の監査報告書 ※ただし、補助金の額が寡少であって、所轄庁の許可を受けたときは不要。	<p><会計監査人を置かない場合> 上記計算書類及びその附属明細書について、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士等の監査報告 ※ただし、補助金の額が寡少であって、所轄庁の許可を受けたときは不要。</p> <p><会計監査人を置く場合> （私立学校法第86条第2項に規定する）会計監査人の会計監査報告</p>	会計監査報告が必要な点は変わらないが、会計監査人を置く法人においては、会計監査人の会計監査報告を提出する。 （監査の根拠法や監査報告の形式が変更になる。）
4	—	添付書類 （私立学校振興助成法施行規則（新設）で定める予定）	※学校法人会計基準により定められる私立学校法の計算書類及びその附属明細書の内容と合わせ、添付書類の内容を検討予定。

【参考】決算スケジュール例（会計監査人非設置かつ私学助成を受ける場合）

X年3月31日

3か月

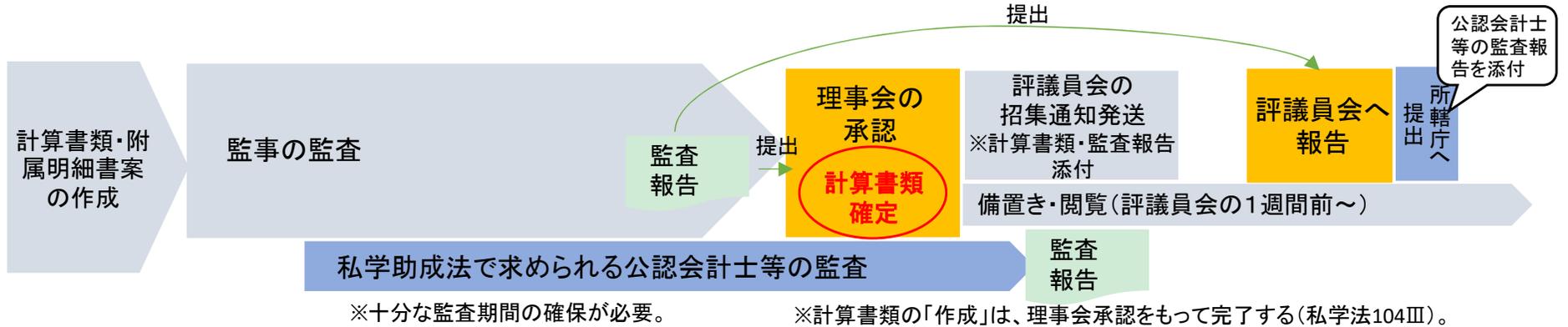
X年6月30日

事業年度終了

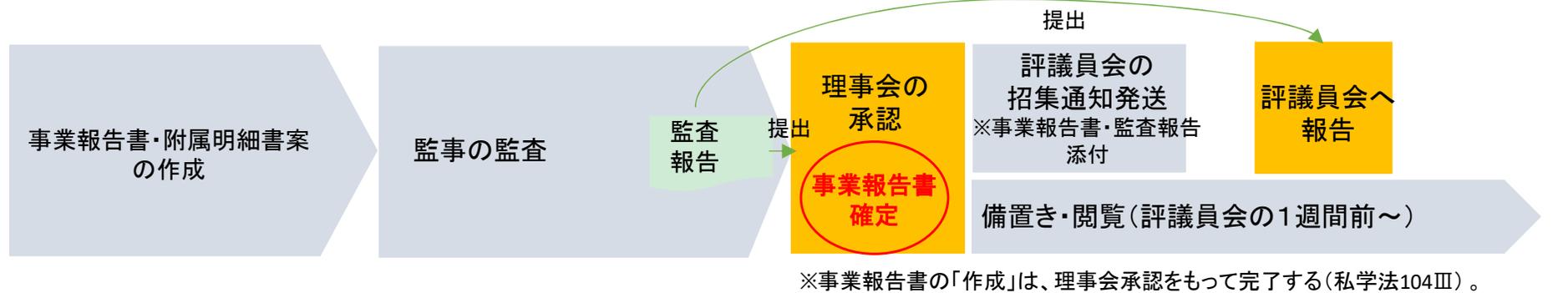
※法律上、期限が規定されているのは、計算書類・財産目録等の作成(理事会承認)期限(私学法)、及び所轄庁への計算書類の提出期限(私学助成法)のみであり、以下に示すのはあくまで例である。

- 私学法上の計算書類、事業報告書、附属明細書、財産目録等の作成(理事会承認)期限
- 助成法上の計算書類の提出期限

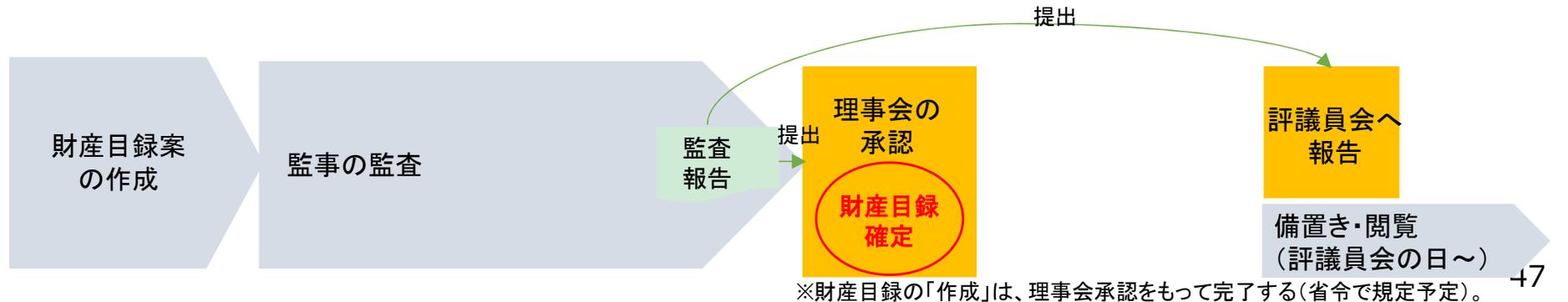
計算書類及びその附属明細書



事業報告書及びその附属明細書



財産目録



5.学校法人で必要となる対応 及び予定時期

私立学校法改正全体スケジュール

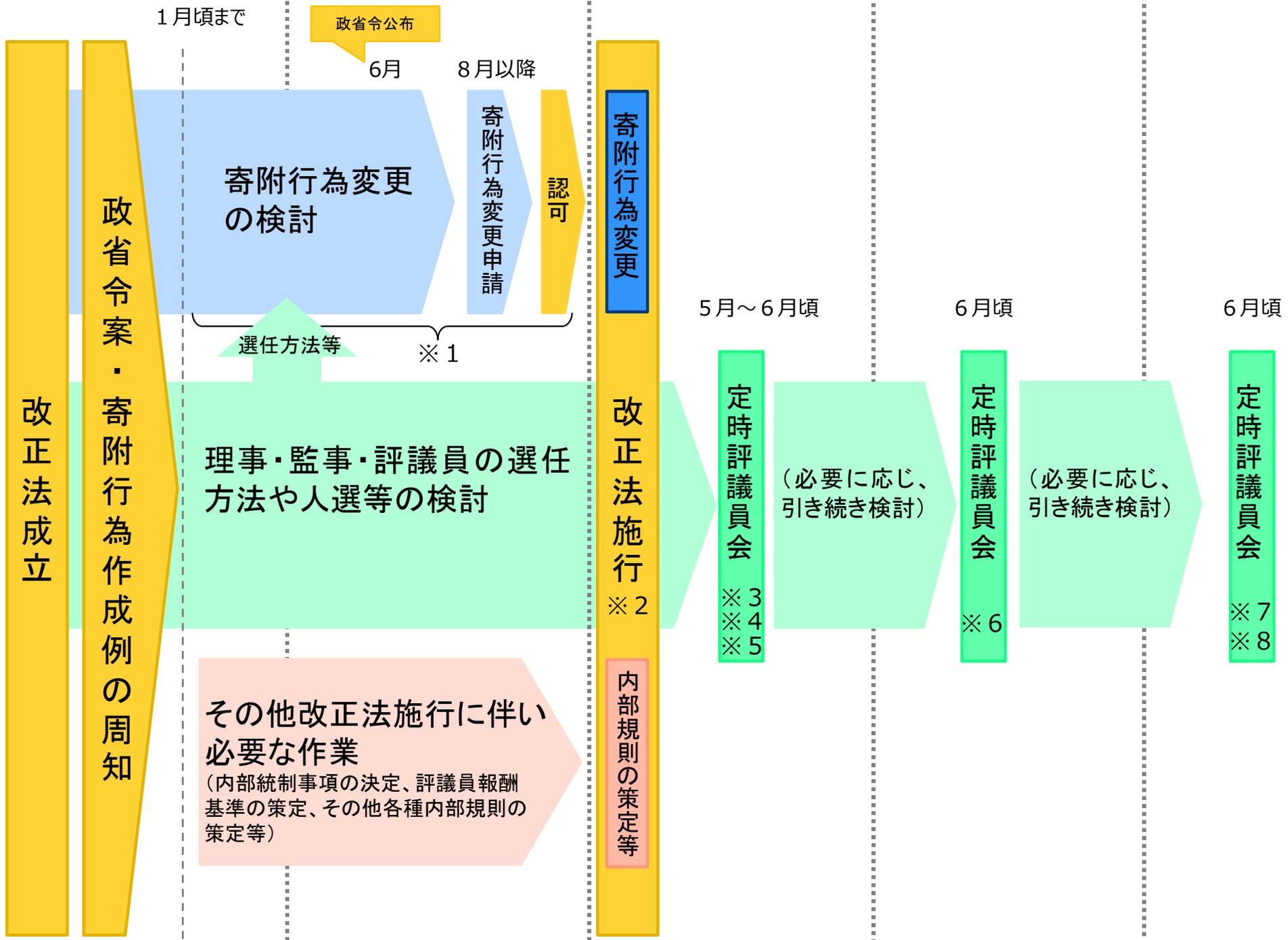
令和5年度

令和6年度

令和7年度

令和8年度

令和9年度



法人のスケジュール

年度	R6			R7	R9
月	8月	10月	12月	4月	
県の対応	<p>★説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 概要説明 ✓ 寄附行為作成例提示 ✓ 各理事等における対応チェックシート等提示 	<p>★寄附行為変更(案) 事前申請\times(~10月上旬)</p>	<p>★寄附行為変更申請\times(~12月末)</p>	<p>★寄附行為変更認可(~3月末)</p>	
学校法人の対応	<p>改正内容確認</p> <p>寄附行為(案)作成・提出</p>	<p>臨時評議員会等開催</p>	<p>寄附行為変更申請(本申請)</p>	<p>★定期評議員会等</p>	
	内部規則等の検討、策定等			改正私立学校法施行	完全施行



(1) 本説明資料及び文部科学省資料の確認・検討

- ✓ 本資料や文部科学省が作成している資料等もご確認いただくとともに、関係者（理事・評議員等）に広く周知ください。
- ✓ 理事選任機関をどうするか（評議員会、理事会、第三者機関）は、法人の運営に大きく関わる場所ですので、早めに検討する必要があります。
- ✓ 役員等の取り扱いが大幅に変更となっており、早めの検討が必要です。特に、理事と評議員の兼職者についても（評議員を辞して理事職に専念、又は理事職を辞して評議員職に専念）検討が必要になる。

(2) 寄附行為変更（案）の作成・県への提出

- ✓ 寄附行為作成例をもとに、各法人で寄附行為変更（案）を作成し、令和6年10月上旬までに県に提出願います。
（県の審査期間（約2か月）を考慮していただき、早めに提出願います。）

(3) 臨時評議員会等の開催（事前審査完了後～R6.12月上旬）

- ✓ 寄附行為の変更は、県の認可事項であるため、県への申請が必要。本申請前に理事会・評議員会で協議・承認を行う必要がある。
（各学校法人の現行の寄附行為では、寄附行為の変更は評議員会への諮問事項となっていることから、評議員会→理事会の開催順となる。）

(4) 寄附行為の変更申請【本申請】（～R6.12月末まで）

- ✓ (2)と(3)の対応後に、県に寄附行為の変更申請【本申請】を行う。

<申請書類>

- ・寄附行為変更認可申請書
- ・寄附行為変更（案）
- ・評議員会及び理事会の議事録の写し

※今回の変更申請は、法改正によるほぼ全部の条文を改正するものであることから、通常提出を求めている「新旧対照表」の作成は要しない。

⇒県からの寄附行為の変更認可については、令和7年3月末までに完了

(5) 内部規則等の検討、策定等

令和7年4月1日からは、改正法に従い、評議員報酬基準その他各種内部規則等の策定が必要。

＜新たに策定が必要となる主な内部規則等＞

- ・評議員報酬基準（改正私学法第100条）
- ・会計帳簿等（改正私学法第102条）

【POINT】

その他、寄附行為に定めることになっていないもので、改正法下における学校法人の運営上必要な内部規則については、学校運営の透明性を確保するために、文書化して整備することが重要。

令和6年度中に改正法に沿った内部規則等の策定。

令和7年度からは、策定した内部規則等による法人運営が必要。

必要な手続き一覧

区分	時期（目安）	備考
<u>理事選任機関の設置の検討</u>	令和6年8月～	<ul style="list-style-type: none"> 寄附行為変更認可申請 事前申請：R6年10月上旬 本申請：R6年12月末
理事選任機関の設置	設置：令和7年度最初の評議員会終了時まで	
<u>役員の選任方法や人選の検討</u>	令和6年8月～ 令和6年度中 (令和7年4月設置)	
役員の改選	令和7年度 定時評議員会	
内部規則等の検討、策定等	令和6年度中 策定：令和7年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 評議員報酬基準 会計帳簿等の作成が必要 (改正私学法第100条、102条)
計算書類等の変更	令和7年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 改正私学法第103条
情報の備置き・閲覧・公表	令和7年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 改正私学法第106条

<文部科学省作成資料・動画>

本資料でも抜粋している資料や動画が掲載されています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/mext_00001.html

<不明な点について>

文部科学省説明資料（個別条文解説やQ & A等）をご確認ください。

Q & Aにない事項については、文部科学省に問い合わせが必要です。

幼稚園を設置する学校法人→子育て支援課

高等学校、専修学校各種学校を設置する学校法人→総務私学課

までお問い合わせください。